

厚生労働大臣の定める施設基準の届出

(2024年10月1日改訂)

■基本診療科施設基準一覧

精神科救急急性期医療入院料
精神科救急医療体制加算 3
精神科急性期医師配置加算 1
精神病棟入院基本料（15：1）
看護配置加算
看護補助加算 1
精神療養病棟入院料
認知症治療病棟入院料 1
診療録管理体制加算 3
データ提出加算 1 及び 3

精神科身体合併症管理加算
精神科応急入院施設管理加算
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
精神科地域移行実施加算
後発医薬品使用体制加算 1
療養病棟療養環境加算 1
療養環境加算
療養病棟入院基本料 2
夜間看護加算

■特掲診療科施設基準一覧

薬剤管理指導料
検体検査管理加算（Ⅰ）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
精神科ショート・ケア「大規模なもの」
精神科デイ・ケア「大規模なもの」
精神科ナイト・ケア
精神科作業療法
療養生活継続支援加算

C T 撮影及びM R I 撮影
医療保護入院等診療料
抗精神病特定薬剤治療指導管理料
医療観察・精神科ショート・ケア「大規模なもの」
医療観察・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
医療観察・精神科ナイト・ケア
通院対象者社会復帰体制強化加算
通院対象者通院医学管理料

■その他施設基準にかかる届出

食事について
当院では入院食事療養費(Ⅰ)の基準を満たした食事を提供しています。また、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については6時以降)、適温で提供しています。

■看護配置

- ・精神科救急急性期医療入院料【東2階病棟】
許可病床数 50 床 病棟数 1 病棟
1 日に 15 名以上の看護職員が勤務しております。
- ・精神病棟入院基本料 15：1【東3階病棟】
許可病床数 50 床 病棟数 1 病棟
1 日に 10 名以上の看護職員と 5 名以上の看護補助者が勤務しています。
- ・精神療養病棟【南2階・北3階・北4階病棟】
許可病床数 159 床 病棟数 3 病棟
1 日に 32 名以上の看護職員と 32 名以上の看護補助者が勤務しています。
- ・認知症治療病棟【東4階病棟】
許可病床数 50 床 病棟数 1 病棟
1 日に 8 名以上の看護職員と 6 名以上の看護補助者が勤務しています。
- ・療養病棟入院基本料 2【南3階・南4階病棟】
許可病床数 84 床 病棟数 2 病棟
1 日に 13 名以上の看護職員と 13 名以上の看護補助者が勤務しています。

■指定・認定・研修病院

指定病院
(健康保健法・精神保健福祉法・生活保護法・障害者総合支援法)
沖縄県応急入院指定病院
沖縄県高次機能障害支援拠点機関
指定小児慢性特定疾病医療機関（児童福祉法）
難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項に規定する指定医療機関
沖縄県災害拠点精神科病院
医療観察法指定通院医療機関
沖縄県精神科救急医療体制施設（病院輪番型）
クロザリル患者モニタリングサービス（C P M S）登録医療機関
臨床研修指定病院（協力型）
日本老年精神医学会認定施設
日本精神神経学会精神科専門医研修施設
日本専門医認定基幹施設（精神科専門医研修プログラム「ゆい」）
日本精神科救急学会認定施設
実習受入（看護師・精神保健福祉士・臨床心理士・作業療法士）